

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度 (2024年度)
計画主体	士別市

士別市鳥獣被害防止計画（第6次）

<連絡先>

担当部署名	経済部畜産林務課
所在地	士別市東6条4丁目1番地
電話番号	0165-26-7132
FAX番号	0165-22-2478
メールアドレス	chikurinka@city.shibetsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、カラス類（ハシブトガラス及びハシボソガラス）、キツネ
計画期間	2025年度～2027年度
対象地域	士別市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（2024年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害額（千円）	被害面積（ha）
エゾシカ	水稻	27,433	23.9
	小麦	4,842	28.6
	牧草	22,701	108.1
	小豆	3,158	4.3
	大豆	33,977	107.5
	デントコーン	21,706	45.2
	ビート	17,667	30.3
	かぼちゃ	2,171	1.7
	ばれいしょ	3,983	2.5
	自家野菜	31	0.3
	その他（ソバ・アスパラ・スイートコーン・小豆）	8,039	66.9
	計	145,708	419.3
ヒグマ	デントコーン	40,565	84.5
	その他（小麦・ビート・水稻・牧草・スイートコーン）	5,857	14.5
	計	46,422	99.0
アライグマ	スイートコーン	5,401	3.2
	かぼちゃ	386	0.3
	自家野菜	28	0.1
	その他（イチゴ・ブドウ・デントコーン・水稻）	1,100	2.0
	計	6,915	5.6
カラス類	かぼちゃ	18	0.0
	自家野菜	40	0.4
	その他（ブルーベリー・トマト・スイートコーン・水稻）	115	0.1
	計	173	0.5
キツネ	スイートコーン	5,697	3.4
	自家野菜	52	0.5
	その他（かぼちゃ・ビート）	1,341	2.5
	計	7,090	6.4
合 計		206,308	530.8

※被害数値は北ひびき農業協同組合が実施した鳥獣被害調査（2024年度）より

(2) 被害の傾向

エゾシカ	<p>士別市全域で、毎年4月頃から小麦の食害・踏害が発生し、年間を通して農作物被害が発生している。</p> <p>令和6年度には被害額が145,000千円を超えるなど、年々被害が拡大しており、農業者にとって深刻な問題となっている。</p> <p>また、道路横断による交通事故被害もあることから、安全、安心な市民生活の確保が問題となっている。</p> <p>ライトセンサス（生息調査）や猟友会等関係者からの聞き取り結果により、個体数が増加している可能性がある。令和3年度から平均して捕獲数が約1,200頭となるなど、生息数は高い水準で推移しているものと推測されるため、今後も継続して対策を行っていく必要がある。</p>
ヒグマ	<p>農村地域では、毎年5月から10月頃まで、デントコーンやスイートコーンの食害・踏害が多数発生している。</p> <p>令和6年度には被害額が46,000千円を超えるなど被害が急増しており、農業者にとって深刻な問題となっている。</p> <p>また、毎年目撃や足跡発見の情報が数多く寄せられており、平成23年度では18頭の捕獲であったが、令和5年度には44頭、令和6年度には34頭もの個体を捕獲していることから、生息数は増加傾向にあると推測される。</p> <p>さらには、エサを求めて民家周辺に出没する傾向も見られ、生活環境被害及び人身被害も懸念される。</p>
アライグマ	<p>平成23年度に初めて個体が捕獲されて以降、捕獲数及び目撃数が急増しており、令和5年度には326頭、令和6年度（令和6年12月時）には324頭もの個体を捕獲していることから、生息数は年々増加傾向にある。</p> <p>また、生息エリアも拡大してきており、現在は市内全域に広がっている。</p> <p>収穫期にはスイートコーンやかぼちゃ、イチゴなどの食害や、畜舎への侵入に伴う畜産被害など、農業被害が増えてきているため、被害の拡大防止を図る必要がある。</p>
カラス類・キツネ	<p>かぼちゃやスイートコーンなどの農作物被害や生活環境被害が依然として発生していることから、被害の軽減を図るため、今後も継続して対策を行っていく必要がある。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（2022～2024年度平均値）		目標値（2027年度）	
	被害額（千円）	被害面積（ha）	被害額（千円）	被害面積（ha）
エゾシカ	113,114	331.9	111,983	328.5
ヒグマ	44,221	92.1	43,778	91.1
アライグマ	9,232	8.7	9,139	8.6
カラス類	2,992	1.0	2,962	1.0
キツネ	3,566	4.4	3,530	4.3

※現状値は北ひびき農業協同組合が実施した鳥獣被害調査（2024年度）より

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>【捕獲体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止特措法に基づき、士別市鳥獣被害対策実施隊を平成25年度に設置し、隊員を市内在住の北海道猟友会士別支部の会員から任命。（任期は1年） ・狩猟免許取得助成金制度により、新規に第一種銃猟免許を取得し、かつ銃器所持許可を受けた者に60,000円、新規にわな猟免許を取得した者に10,000円を助成。 ・鳥獣被害対策実施隊による講習会を毎年1月～2月に実施。 ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を毎年2月～3月に実施。 <p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道猟友会士別支部に業務委託し、禁猟期に銃器及びくくりわなで有害捕獲を実施。（単価：10,000円/頭） ・国の補助事業を活用し緊急捕獲活動を実施。 <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報等があった場合、北海道猟友会士別支部に対し、目撃箇所を中心に巡回を依頼するとともに、市職員により注意喚起看板の設置や市HP・市公式アプリ等による市民周知、関係機関への情報提供を実施。 ・農作物被害が大きい地区を中心に箱わなを設置し、その管理業務を北海道猟友会に委託。（単価：1地区4,500円/日） ・捕獲者に対する奨励金制度。（単価：50,000円/頭） <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・士別市アライグマ等防除実施計画に基づき、目撃箇所や農作物被害と疑われる箇所を中心に箱わなを設置。 ・令和元年度から農業者等に対してアライグマ捕獲講習会を実施し、捕獲従事者として登録。 ・捕獲があった場合、殺処分等に係る業務を 	<p>【捕獲体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の高齢化が深刻な問題であり、後進の担い手が不足している。 <p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の拡大防止や軽減を図るためには、継続的な捕獲が必要であるが、捕獲等に係る経済的な負担が大きい。 <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマの捕獲にあたっては、特に危険性が高く、高度な技術と経験が必要であるが、経験が豊富な捕獲従事者が不足している。 <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数の増加に伴い、被害も増えている。被害軽減のために継続的な捕獲が必要となるが、市で管理する箱わなが不足してきている。繁殖能力が高く、個体数

	<p>シルバー人材センターに委託。（単価：3,113円/頭）</p> <p>【カラス類・キツネ】</p> <p>・農作物等被害があった場合には、北海道猟友会士別支部に駆除等を依頼。</p>	<p>の減に至っていない。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>・エゾシカの被害の多い地区では、中山間地域等直接支払制度を活用し、水田や畑地、牧草地等に電気柵を設置している。（令和6年度まで総延長510.4km）</p>	<p>・簡易柵の維持管理に労力が掛かることや、地形的に設置困難な箇所がある。</p> <p>・鳥獣が学習することにより効果が薄れてきている。</p> <p>・設置していない地区へエゾシカが移動している。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>・中山間地域等直接支払制度を活用し、耕作放棄地の解消を図っている。</p>	

（5）今後の取組方針

<p>捕獲体制の整備</p>	<p>狩猟免許取得助成金制度を継続して実施し、新規捕獲従事者の獲得に努めるとともに、北海道猟友会士別支部と連携し、鳥獣被害対策実施隊の活動等による捕獲技術や知識の普及などにより、後進の担い手の育成に努める。</p>
<p>エゾシカ</p>	<p>農作物被害が増加傾向にあるものの、継続的な捕獲は被害拡大の抑制に大きな効果があるものと評価できることから、今後も積極的な有害捕獲を実施する。</p> <p>また、中山間地域等直接支払制度により、電気柵設置希望者への支援を行う。</p>
<p>ヒグマ</p>	<p>ヒグマ出没時の連絡体制の整備や、北海道猟友会士別支部によるパトロールを継続して実施する。</p> <p>また、生息数の増加や被害の拡大が顕著であり、有害性の高い個体が多くなっていることから、技術の普及など捕獲従事者の育成を図るとともに、銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。</p>
<p>アライグマ</p>	<p>士別市アライグマ等防除実施計画に基づき、箱わなによる捕獲を継続して実施する。</p> <p>また、生息数の増加や被害の拡大が顕著であることから、箱わなの増台やアライグマ捕獲講習会を継続して開催し防除従事者の増加に努め、捕獲体制の拡充を図っていく。</p>
<p>カラス類・キツネ</p>	<p>農作物等被害があった場合には、北海道猟友会士別支部に依頼し、防除及び駆除を行う。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

エゾシカ	北海道猟友会士別支部に業務委託し、パトロール、銃器やわなによる有害捕獲を実施するとともに、関係機関や農業者等から寄せられた農作物被害情報、目撃情報などの連絡体制を強化し、迅速な捕獲や効率的な捕獲体制の確立に努める。
ヒグマ	目撃情報や農作物被害情報が寄せられた場合には、速やかにパトロールや捕獲などの実施を北海道猟友会に要請する。また、農作物被害が多い地区を中心に、箱わなを設置し効率的な捕獲に努める。
アライグマ	士別市アライグマ等防除実施計画に基づき、箱わなによる捕獲を実施する。
カラス類・キツネ	農業者等から農作物被害等の情報が寄せられた場合には、被害を抑えるため、北海道猟友会士別支部に駆除を要請する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2025 ～ 2027	鳥獣全般	狩猟免許取得助成金制度の継続 第一種銃猟免許取得助成金（60,000円/人） わな猟免許取得助成金（10,000円/人） 鳥獣被害対策実施隊による講習会の実施
	エゾシカ	くくりわなの貸出 有害捕獲業務委託の継続（単価：10,000円/頭） 鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲の実施
	ヒグマ	箱わな設置及び管理業務委託の継続 （単価：1地区4,500円/日） ヒグマ捕獲奨励金制度の継続（50,000円/頭）
	アライグマ	箱わなによる捕獲の実施 箱わなの増台 アライグマ捕獲講習会の実施（年1回）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
エゾシカ	令和3年度から平均して捕獲数が約1,200頭となっており、生息数が高水準であることが推測され、かつ、農作物被害も対象鳥獣の中で高い割合にあることから、積極的な有害捕獲を継続して実施し被害の軽減を図る。 （過去3年最多捕獲数…令和5年度 1,266頭）
ヒグマ	農作物被害が急増していることや生息数が増加傾向であることから、農作物被害の軽減を図るほか、人身被害の発生も防止するため、出没個体に応じて決定する。
アライグマ	生息数が年々増加傾向であり、生息エリアも拡大していることから、士別市アライグマ等防除実施計画に基づき、被害の低減化、生息域の拡大防止を図るため、効率的な防除に努める。

カラス類・キツネ	農作物等被害を受けた農業者等からの要請により、捕獲を実施し、被害の減少を目指す。
----------	--

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2025年度	2026年度	2027年度
エゾシカ	1,300頭	1,400頭	1,400頭
アライグマ	生息域の拡大防止を図るため、捕獲計画数を設定せず、効率的な防除に努める。		
ヒグマ・アライグマ→カラス類・キツネ	出没個体数に応じて決定する		

捕獲等の取組内容	
エゾシカ	捕獲区域：士別市全域 捕獲予定時期：4月～翌年3月 捕獲手段：銃器、くくりわなでの捕獲
ヒグマ	捕獲区域：士別市全域 捕獲予定時期：4月～翌年3月 捕獲手段：銃器、箱わなでの捕獲
アライグマ	捕獲区域：士別市全域 捕獲予定時期：4月～翌年3月 捕獲手段：士別市アライグマ等防除実施計画に基づいた箱わなでの捕獲
カラス類・キツネ	捕獲区域：士別市全域 捕獲予定時期：4月～翌年3月 捕獲手段：主に銃器での捕獲

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>捕獲区域：市一円 捕獲期間：4月～3月 必要性：</p> <p>【エゾシカ】対象鳥獣は大型の場合があり、周辺の状況を含めた判断の上、ライフル銃を使用する場合がある。</p> <p>【ヒグマ】反撃等の恐れがあるため、遠方から射撃可能なライフル銃を使用する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
------	------

	2025年度	2026年度	2027年度
エゾシカ	必要に応じて新設するとともに、これまで整備した防護柵の更新を行う		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	2025年度	2026年度	2027年度
エゾシカ	電気柵管理更新	電気柵管理更新	電気柵管理更新

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

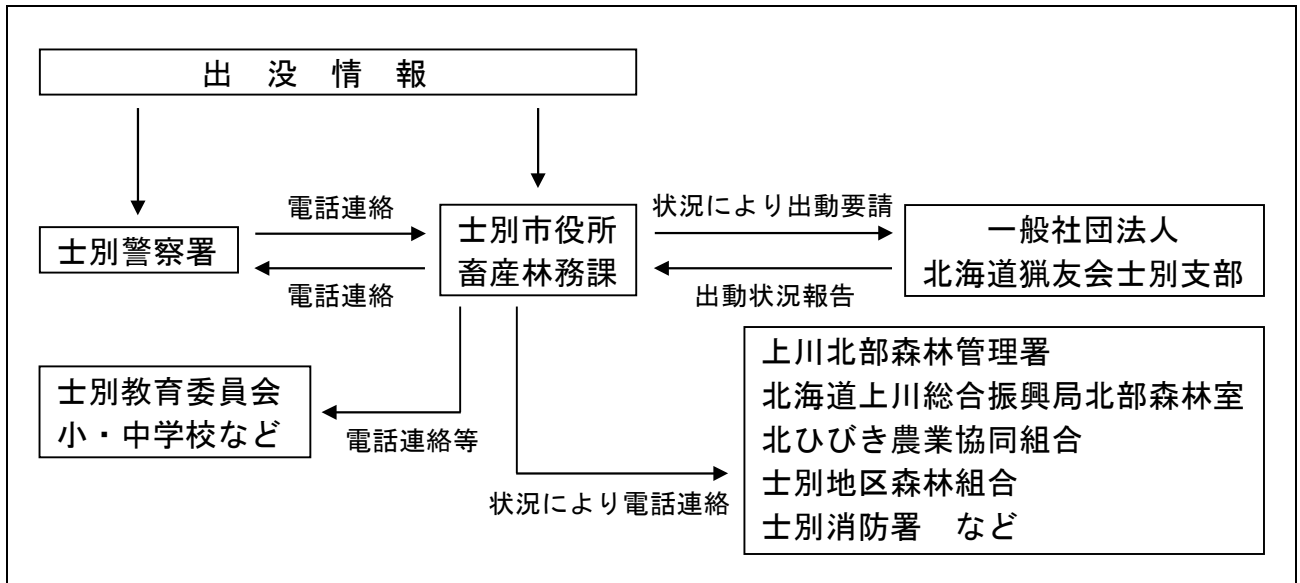
年度	対象鳥獣	取組内容
2025 ～ 2027	エゾシカ	・ 中山間地域等直接支払制度を活用した耕作放棄地の解消
	ヒグマ	・ 中山間地域等直接支払制度を活用した耕作放棄地の解消 ・ 畜産農業者による放牧地の柵管理の徹底 ・ ヒグマ出没看板設置による注意喚起 ・ 市 HP や市公式アプリ等による市民周知 ・ キャンプ場などの生ゴミ放置禁止の徹底 ・ 家庭における生ゴミ放置の注意喚起
	アライグマ	・ アライグマ被害発生場所等の周知 ・ 家庭における生ゴミ放置の注意喚起
	カラス類	・ カラス類被害発生場所等の周知 ・ 家庭における生ゴミ放置の注意喚起
	キツネ	・ キツネ類被害発生場所等の周知 ・ 家庭における生ゴミ放置の注意喚起

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
士別市	出没現場の確認、危険区域の巡回、出没時に一般社団法人猟友会士別支部に駆除及び巡回要請、市民への出没情報等の周知・注意喚起、関係機関への情報提供
一般社団法人北海道猟友会士別支部	士別市からの要請による駆除及び巡回
士別警察署	出没現場周辺等の巡回、周辺住民への注意喚起
上川北部森林管理署	出没現場が国有林周辺の場合について、国有林内作業員等への連絡
北海道上川総合振興局北部森林室	出没現場が道有林周辺の場合について、道有林内作業員等への連絡

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカ及びヒグマは、士別市有害鳥獣等一時保管施設に持ち込み、一時的に冷凍保管した後、湧別町のオホーツク農協連オホーツク地域化製場に運搬し処理する。ただし、地形的要因等により持ち帰りが困難な場合に限り、現地に埋設する。
その他の鳥獣は、士別市環境センターに搬入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	エゾシカについて、食品・ペットフードとして利用することが望ましいが、現状では利用するための施設整備及び運営が困難なことから、問題解決に向けて検討していく。
ペットフード	
皮革	捕獲等をした鳥獣を皮革として利用することが望ましいが、現状では利用するための施設整備及び運営が困難なことから、問題解決に向けて検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	その他の利用等は、現状では利用するための施設整備及び運営が困難なことから、問題解決に向けて検討していく。

(2) 処理加工施設の取組

現状では未定であり、今後検討していく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現状では未定であり、今後検討していく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	士別市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
農業者	鳥獣による農作物被害情報の報告 自衛対策の強化と研修による習得 鳥獣捕獲への協力
北ひびき農業協同組合	鳥獣害対策担当を中心とした被害防止対策 農作物被害を受けた農業者からの情報の収集と提供 農業者への鳥獣被害防止対策の啓発活動等
士別市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整等 鳥獣被害の実態把握と地域住民等への啓発活動等
一般社団法人 北海道猟友会士別支部	有害鳥獣の捕獲及び有害鳥獣関連情報の提供 捕獲体制に対する助言・指導
士別地区森林組合	鳥獣による森林被害情報の収集と提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道上川総合振興局 農業改良普及センター士別支所 士別市農業委員会 てしおがわ土地改良区 北海道中央農業共済組合	鳥獣による農作物等被害情報の収集と提供 鳥獣による農作物等被害防止対策への積極的協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成25年9月1日、士別市鳥獣被害対策実施隊を設置。 隊員については、市内在住の北海道猟友会士別支部の会員から任命。 (任期は1年、隊員数は約40名) 実施隊の主な活動として、冬期間にエゾシカの有害捕獲(一斉捕獲)を実施している。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>状況に応じて、士別市有害鳥獣被害防止対策協議会で協議の上対応する。</p>
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>該当なし。</p>
